

# 第 3 回 インターネット上の人権侵害等 の防止に関する有識者会議

令和 7 年 2 月 6 日  
兵庫県県民生活部総務課人権推進室

# 目次

1	条例の概要	P3
2	削除要請の要件	P4
3	具体的な投稿例	P6
4	今後のスケジュール	P15

# 1 条例の概要

## 1 目的（第1条）

社会全体でインターネット上の人権侵害防止の取組及び被害者支援を推進

## 2 定義（第2条）

**人権侵害情報**：誹謗中傷、プライバシー、不当な差別等  
**人権侵害行為**：上記情報をネット上に流通させること

## 3 責務（第3～6条）

**県**：人権侵害行為防止施策・被害者支援施策の実施  
**県民**：人権侵害は許されないとの認識を深める等  
**事業者**：人権侵害行為防止・被害者支援の必要性の理解等  
**市町**：国・県との連携等

## 4 啓発等（第7条）

人権意識の高揚、モラル・リテラシー向上に取り組む等人権侵害の防止に向けた啓発を推進

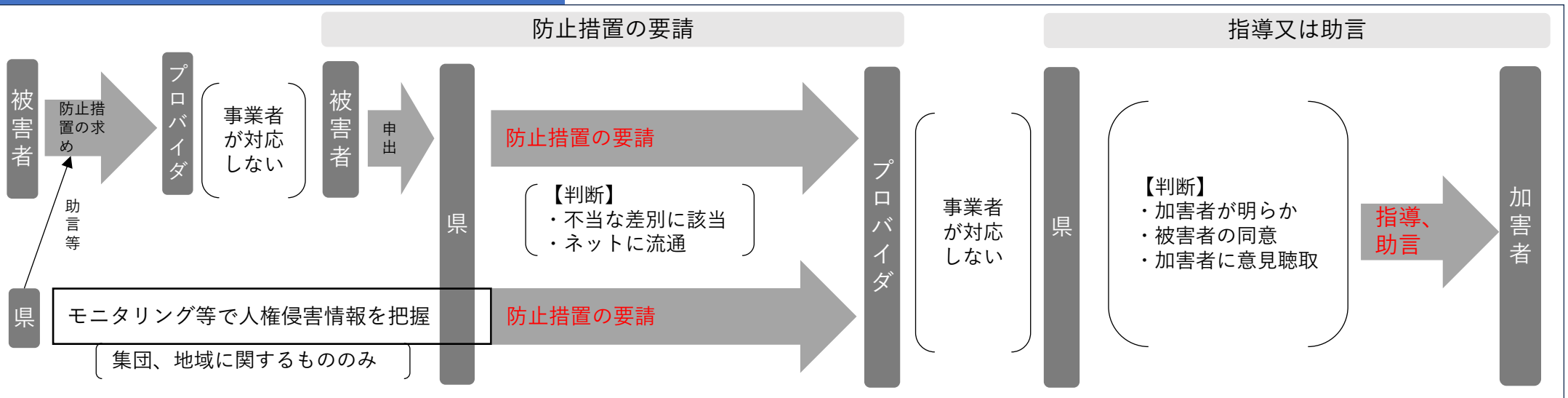
## 5 相談等の支援（第8条）

人権侵害情報の送信を防止する措置を求めるための方法等の助言、公的窓口の紹介等

## 6 人権侵害情報の収集等（第9条）

集団又は特定地域に関する人権侵害情報（不当な差別に限る）を把握

## 7 防止措置の要請・指導又は助言（第10条・第11条）



## 8 防止措置の要請等の基準（第12条）

表現の自由に配慮した防止措置等に関する基準を策定し、公表

## 9 防止措置の要請等の状況の公表（第13条）

毎年1回、防止措置等の受付状況等を公表

(防止措置の要請)

第10条 知事は、特定の個人若しくは集団又は県内の特定の地域<sub>1</sub>に関する人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る<sub>2</sub>。以下本条において同じ。）が特定電気通信により流通していることが明らか<sub>3</sub>であり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき（当該者が防止措置を求めてもなお防止措置がとられないときに限る。）、又は前条第1項の規定による措置により人権侵害情報を把握したときは、防止措置の要請を行うことができる。

➡ 下記の要件を全て満たす場合に、削除要請を実施することができる。

	基準			指針
	特定の個人	集団	地域	
要件1 (対象)	県内に居住・通勤・通学する者	特定の個人により構成される集団	県内の特定の地域	2(1)
要件2 (人権侵害情報)	人種等の属性を理由とする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められるものに係る言動により、 <u>他人の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある</u> と認められる情報（※詳細は次ページ）			2(2)ア
	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;">                     当該集団に属する特定の個人の権利の侵害を認識できる規模                 </div>			2(2)イ
要件3 (流通)	ネット上で流通していることが明らかであること			2(3)

集団、地域分は以下の要件も必要

居住者や出身者など特定の個人に対する権利の侵害を認識できる規模

### 【要件2】

人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められる、以下のような人格権を侵害するもの

人格権	基準
名誉毀損	特定の個人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について <u>社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示や意見・論評の表明</u> 例) 「■■■人のA氏が××事件の犯人だ」
名誉感情の侵害	特定の個人に対する社会通念上許される限度を超えると認められる <u>侮辱性の強い言動等</u> 例) 「■■■人であるA氏は害虫だ」
プライバシー侵害	特定の個人が <u>公にしていない</u> 人種や民族、障害や疾病、いわゆる同和地区の出身であること、性的指向や性自認等、特定の個人に係る <u>人種等の属性を識別することを可能とする情報</u> 例) 「A氏は■■■だ / ○○同和地区出身だ」 (A氏が公にしていない場合)
私生活の平穩の侵害	特定の個人の生命、身体、財産等に危害を加えるといった言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた <u>精神的苦痛を生じさせる言動</u> 例) 「●●町から■■■人を追放しよう」

【 X (旧Twitter) (モニタリングにより検出した実際の投稿を一部改変) 】  
 「おはよう！ ■■■■■ども。夜中にゴミを捨てるな！  
 日本の法律を守れ！兵庫県■■■■■の住人よ！！  
 #ゴミ捨て#迷惑行為#不法投棄#■■■人」

【結論】 プロバイダ等に削除要請する

	検討	判定
要件 1 (対象)	「兵庫県■■■■■の住人」は、兵庫県内の特定地域の住民を対象にしている。	○
要件 2 (人権侵害情報)	「■■■■■」は、特定人種を■■■■■と称するものであり、人種等の属性を理由とした侮辱性の強い言動等であるため、【名誉感情の侵害】に該当する。 <small>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報(その2)【抜粋】                  例えば、特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「■■■■■」などの昆虫、動物、物に例える言動なども該当し得るものと考えられる。</small>	○
	「■■■■■の住人」の「■■■」という集団の規模は、集団の構成員が限定的で、特定の個人の権利の侵害を認識できる規模である。	○
要件 3 (流通)	不特定多数が閲覧可能なX (旧Twitter) に投稿されている。	○

### 3 具体的な投稿例 (1) 集団 (在留外国人差別)

【掲示板 (モニタリングにより検出した実際の投稿を一部改変)】

「兵庫県を■■■と■■■に牛耳られたクソ県政とそれに絡まっている  
既得権益亡者から取り戻すチャンスだ 兵庫県から■■■を叩き出そう！」

【結論】プロバイダ等に削除要請しない

	検討	判定
要件1 (対象)	「兵庫県から■■■を叩き出そう」は、県内の■■■人を対象としている。	○
要件2 (人権侵害情報)	・「■■■」、「■■■」は、蔑称であり、人種等の属性を理由とした侮辱性の強い言動等であるため、【名誉感情の侵害】に該当する。	○
	県内の■■■人という集団の規模は広く、その構成員が極めて多数に及ぶため、特定の個人の権利の侵害を認識できる規模とはいえない。	×
要件3 (流通)	不特定多数が閲覧可能な掲示板に投稿されている。	○

【X (旧Twitter) (モニタリングにより検出した実際の投稿より抜粋)】  
 「兵庫には■■■の人が多いので…ズブズブです」

【結論】プロバイダ等に削除要請しない

※以下、要件1及び3については形式的に判断可能な要件であるため、検討を省略する。

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団に対する言動であり、【名誉棄損】に該当しない。</li> <li>・ 「■■■の人が多い」、「ズブズブ」(関係が癒着しているという意味)は侮辱性の強い言動等とはいえないため、【名誉感情の侵害】に該当しない。</li> <li>・ 「兵庫には■■■の人が多い」は、特定の個人に係る人種等の属性を識別することを可能とする情報ではないため、【プライバシー侵害】に該当しない。</li> <li>・ 「ズブズブ」は、【私生活の平穩の侵害】に該当しない。</li> </ul>	×
	<p>「兵庫」の「■■■」という集団の規模は広く、集団の構成員が極めて多数に及ぶため、特定の個人の権利の侵害を認識できる規模とはいえない。</p>	×



【掲示板 (モニタリングにより検出した実際の投稿より抜粋)】

「■■も実は■■■■人や■■■■人が多いからね  
 ■■辺りは部落、まあ海沿()いって多いね  
 今■■は犯罪率爆上がり中  
 しかし■■から■■まで行ってしょうもない事やるんだな」

【結論】プロバイダ等に削除要請する

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	<p>「■■辺りは部落」は識別情報の摘示であり、当該地域の住民や出身者が不当な扱いを受けること、又はそれに対する不安感を抱きながら日常生活を送らざるを得ないことがあるなど、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動といえるため、【私生活の平穩の侵害】に該当する。</p> <p>(東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁)</p>	○
	<p>「■■」の「■■辺り」という地域表示は、対象が特定の地区名まで限定されており、居住者や出身者など特定の個人に対する権利の侵害を認識できる規模であるといえる。</p>	○

【掲示板 (モニタリングにより検出した実際の投稿より抜粋)】  
 「■■■の吹き溜まり兵庫県なんぞは  
 もう全員自殺して消えてなくなるとかでいいんじゃないかな」

【結論】プロバイダ等に削除要請しない

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	「■■■」(■■)は、賤称語であり、人種等の属性を理由とした侮辱性の強い言動等であるため、【名誉感情の侵害】に該当する。	○
	「兵庫県」の「■■■」という集団の規模は広く、集団の構成員が極めて多数に及ぶため、特定の個人の権利の侵害を認識できる規模とはいえない。	×

【掲示板（モニタリングにより検出した実際の投稿より抜粋、一部改変）】

「■■■■がなぜか■■のハッテン場に登録されてたから

深夜変な奴が今でも集まってるんだろ

この犯人もそれ」（※■■市の露出事件に関するスレッドにおける投稿）

【結論】プロバイダ等に削除要請する

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	「■■」、「この犯人もそれ」は、同性愛者を犯罪者と決めつけるものであり、人種等の属性を理由とした侮辱性の強い言動等であるため、【名誉感情の侵害】に該当する。	○
	「■■■■」の「■■」という集団の規模は、集団の構成員が限定的で、特定の個人の権利の侵害を認識できる規模といえる。	○

【ネット記事等から抜粋、一部改変】

「この手の議論に関わる兵庫県のLGBTの人は非寛容で被害者意識が強いように思う。多様性を主張する割には、マジョリティを啓蒙してやるという選民思想感が鼻持ちならないと感じる。」

【結論】プロバイダ等に削除要請しない

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団に対する言動であり、【名誉棄損】に該当しない。</li> <li>・ 「非寛容で被害者意識が強い」、「選民思想感が鼻持ちならない」は、侮辱性の強い言動等とはいえないため、【名誉感情の侵害】に該当しない。</li> <li>・ 特定の個人に係る人種等の属性を識別することを可能とする情報はなく、【プライバシー侵害】に該当しない。</li> <li>・ 「非寛容で被害者意識が強い」、「選民思想感が鼻持ちならない」は、危害を加えるようなものではなく、【私生活の平穩の侵害】に該当しない。</li> </ul>	×
	「この手の議論に関わる兵庫県の」、「LGBTの人」という集団の規模は広く、集団の構成員が極めて多数に及ぶため、特定の個人の権利の侵害を認識できる規模とはいえない。	×

【掲示板 (2023年12月8日の前橋地裁判決より引用)】  
個人 (身体障害者) に関するスレッドに「殺処分でもいいやん」と投稿

#### 【結論】 削除要請を実施する

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	「身体障害者」は、人種等の属性を理由としており、「殺処分でもいい」は、特定の個人の生命、身体等に危害を加えることを肯定する内容であるため、【私生活の平穩の侵害】に該当する。	○

【 X (旧Twitter) (モニタリングにより検出した実際の投稿より抜粋) 】

「ご機嫌よう、そしてご機嫌様！マジキチ■■■■■■■！  
 ゴミ捨での規則を守れないのか？脳が■■だからか？  
 兵庫県■■■■■■■■■■■■■■■■の住人！  
 氏名を特定して、通報します！震えて眠むれっ！！  
 #ゴミ捨て#不法投棄#■■■#通報#違反行為#迷惑行為」

【結論】 削除要請を実施する

	検討	判定
要件2 (人権侵害情報)	「■■■■■■■■■」は、特定人種を■■■■■■と称するものであり、人種等の属性を理由とした侮辱性の強い言動等であるため、【名誉感情の侵害】に該当する。	○

	時 期	内 容
R 6	7月30日	<b>第1回有識者会議</b> （現状、課題整理等）
	10月30日	<b>第2回有識者会議</b> （課題整理、条例案）
	2月6日	<b>第3回有識者会議</b> （ <b>条例案、運用基準案</b> ）
R 7	5月	<b>必要に応じて有識者会議</b> （法律の施行状況を踏まえた修正等）

※会議の設置期間 令和6年7月1日 ～ 令和7年6月30日